

自治会長事務手数料の廃止と(仮称)自治会交付金の創設について

1 背景と趣旨

市内各自治会では、住民相互の親睦の醸成や環境美化の取組等の良好な地域社会の形成に資する活動が行われ、自治会長は、市と自治会の連絡調整や広報紙の配布など、様々な場面で市と地域住民の皆様のパイプ役としての役割を担っていただいております。

現在、自治会長事務手数料を各自治会長又は各自治会へお支払いをしておりますが、世帯数の多い自治会への自治会長事務手数料が高額であること、また、税法上の取扱いなど、これまで本制度に対しましては、変更が必要との市民の声もいただけてきたところです。

また、市が各自治会に御協力いただく業務は多岐にわたり、自治会長のみならず、役員を始めとした自治会員によって、それらの業務は協力し合い行われている現状があります。さらには、本年6月に実施した自治会に関するアンケート調査において、「行政の支援として必要なもの」として、自治会への「財政支援」を望まれる意見を多数いただいたところです。

一方で、本年10月から市広報の発行を月2回から月1回へと変更するなど、各自治会への負担軽減も図ってきたところです。

これらの現状に鑑み、自治会連合会及び各自治会からの御意見等を参考に、行財政改革の視点も入れつつ、自治会活動を円滑に継続いただくための支援を検討した結果、現行の自治会長事務手数料を令和7年度で廃止し、自治会に対する新たな財政支援として、広報配布等事務協力と自治会活動に対する財政支援を併せた(仮称)自治会交付金を創設しようとするものです。

2 (仮称)自治会交付金の概要

(仮称)自治会交付金は、広報配布等事務協力事業と自治会活動事業を対象として各自治会からの申請に基づき交付します。

・広報配布等事務協力事業

本市が発行する広報紙その他行政資料等の配布及び回覧並びに各種行政施策実施への協力に関する事業 ※これまでの自治会長事務手数料に相当するもの

算出基準：年額770円×自治会加入世帯数(4月1日現在)

総務省調査による自治会加入1世帯当たりの広報等配布にかかる年間経費平均額である766円を参考とし、本年10月からの市広報発行回数減に伴う配布回覧負担減も踏まえて算出。

・自治会活動事業

自治会の運営及び自治会活動の推進に関する事業

算出基準：年額100円×自治会加入世帯数(4月1日現在) + 均等割5,000円
小規模自治会にも配慮し、新たな取組にも活用できるよう算出。

主な対象経費は以下のとおり

対象経費	主な内容
人件費	草刈り手当、ごみ集積所の清掃手当
会議費	会場使用料、印刷費、弁当代（1,000円程度）、お茶代、茶菓子代
役員費	自治会活動に係る保険料、振込手数料、クリーニング代、通信アプリ利用料
交通費	視察研修バス代、市及び自治会連合会行事出席に係る交通費
燃料費	草刈り機燃料代
賃借料	音響機器リース料、機器レンタル料
郵送料	自治会行事開催に係る案内通知書の郵送料、切手代
消耗品費	紙、文房具及びごみネット、掃除用具等環境衛生活動に係る消耗品費

※対象外経費

- 飲食代（飲食を目的とした慰労会・食事会等）、慶弔費、他団体への寄付金・募金・負担金、積立金、予備費、繰越金、宗教（神事）及び政治に関する費用
- 市から補助又は助成を受けている事業の経費（防犯灯設置に係る経費・電気代、公園管理委託料等）

3 自治会長事務手数料と(仮称)自治会交付金の比較

	自治会長事務手数料	(仮称)自治会交付金
予算科目	自治振興費（自治振興一般事業 一般事業）役員費	自治振興費（自治振興一般事業 一般事業）負担金、補助及び交付金
積算方法	月額110円×自治会加入世帯数（10月1日現在）×12か月	○広報配布等事務協力事業 年額770円×自治会加入世帯数（4月1日現在） ○自治会活動事業 年額100円×自治会加入世帯数（4月1日現在）+均等割5,000円
総額	19,962千円（令和6年度決算額）	約15,000千円（令和8年度予算に計上予定）
交付対象	自治会長（振込口座は自治会長口座又は自治会口座）	自治会（原則振込口座は自治会口座）
申請	各自治会長からの請求	交付申請書により申請
報告	なし	実績報告書により報告

4 これまでの経過と今後の予定

日時	事項等	内容等
令和7年 4月14日	自治会連合会支部長会	令和8年度からの自治会長事務手数料の改善の方向性を各支部へ説明
6月27日～ 8月7日	自治会長アンケート	市内自治会長へ「自治会に関するアンケート調査」を実施
8月27日	地域まちづくり推進会議	地域まちづくり推進会議で全庁的に検討
10月22日	自治会連合会役員会議	自治会長事務手数料の廃止と(仮称)自治会交付金の創設について説明
10月29日	各自治会長へ通知	自治会長事務手数料の廃止と(仮称)自治会交付金の創設及び自治会長研修の開催について各自治会長へ案内文を送付
11月5日	自治会連合会支部長会議	自治会長事務手数料の廃止と(仮称)自治会交付金の創設について説明
11月7日	議会全員協議会	自治会長事務手数料の廃止と(仮称)自治会交付金の創設の考え方の説明
11月28日	自治会長研修	各自治会長への説明会
12月3日	自治会連合会支部長会議	各支部長間の意見交換会
12月16日	教育民生委員会	資料説明
12月20日 頃	各自治会長へ通知	(仮称)自治会交付金の制度詳細について各自治会長へ説明資料を送付予定